

令和 7 年度新潟地方最低賃金審議会
第 1 回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属
品小売業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	出席状況
令和7年10月15日 9時50分～11時00分	公益 3 / 3 労働者側 3 / 3 使用者側 3 / 3
○主な審議事項 1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長：佐々木委員、部会長代理：有元委員を選出した。 2 特定最低賃金専門部会運営規程について 原則公開、個人情報保護・団体の権利侵害の恐れがあるときは非公開を確認。2回目以降の原則公開を承認。令6条5項適用を確認。 3 特定最低賃金改正に係る審議について 本審での必要性審議経過の説明、関係労使からの意見提出なし及び今回の配付資料説明を行った。その後、労使委員からの意見表明を行った。 (1)労働者側委員の主張（要旨） ・市場状況について、令和7年度4月～8月の新規登録台数は、乗用車単体で見ると前年同期比93.4%と減少傾向にあり、先行きは混沌としている。 ・自動車等小売業の果たすべき役割として、新規登録台数が減少していくとしても、本年4月末における県内の自動車保有台数176万3,302台であり、この自動車の安全な運行を支える使命がある。 ・今年の賃上げ状況について、自動車総連加盟組合（販売系）の平均妥結額は9,680円であり、昨年より約1,400円近く引き上げることができており、物価上昇や人材確保・流出防止への取り組みの結果であると評価する。 ・最低賃金改正の必要性について、労働組合がない業者を含め自動車等小売業全体の賃金の底上げが、業界の魅力を向上させ、人材の流出を防ぎ確保を行っていくために必要であると考えている。 ・最低賃金額について、新潟県最低賃金（1,050円）と労働協約の最低額（1,053円）、特定最低賃金の金額は労働協約の最低額を超えられない性質であることを踏まえ金額を検討したい。 (2)使用者側委員の主張（要旨） ・販売を取り巻く情勢について、新潟県の登録車と軽自動車の合計販売台数は69,564台、前年比104.5%で増加傾向にあるが、昨年がメーカーの認証問題等により低水準だった反動でしかなく、登録車はさらに減少しており、厳しい状況に変わりはない。 ・賃上げに関しては、大企業を中心に前向きに動いている情勢であるが、地方における中小企業に関しては諸事情を考慮する必要がある。また、労働協約の適用を受けていない	

小規模な会社が多く、その影響を考慮する必要がある。

- ・保有台数は、世帯数の減少等により今後ゆるやかに減少し、需要台数も使用年数の長期化等により減少することが見込まれ、県内における自動車販売は厳しい状況にある。
- ・最低賃金額については、新潟県最低賃金や他の状況を踏まえ検討したい。

(3) 金額提示

- ・労働者側より、現在から38円引上げ、1,053円の提示があった。
- ・使用者側より、労働者側が提示した1,053円で合意する意向を示した。

賃金引上げに関しては厳しい状況にあるが、影響率等の資料の検討の結果、1,053円とする場合と1,052円又は1,051円とする場合で影響率等がほぼ変わらないこと、また、賃金上昇率が2.1%であることから、合意できると判断した。

- ・最終的に、現在の最低賃金額1,015円から38円引上げ、1,053円とする内容で、全会一致で採決した（最低賃金審議会令第6条5項適用）。
- ・上記内容により、新潟労働局長あてに、新潟地方最低賃金審議会会長より答申が行われた。

4 今後の予定

- ・令和7年10月15日 審議会意見に関する公示（異議申出締切日：10月30日）
- ・異議申出がなかった場合の今後のスケジュール
 - 11月14日官報公示（予定）
 - 12月14日発効（予定）

※公開の状況：傍聴人 0名（傍聴希望者なし） 報道関係者 0社